

個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項

ヤマダLABI ANAマイレージクラブカードセゾン・アメリカン・エクスプレス®・カード特約

第1条(適用)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が株式会社ヤマダフィナンシャル(以下「ヤマダフィナンシャル」という)及び全日本空輸株式会社(以下「ANA」という)と提携して発行するヤマダLABI ANAマイレージクラブカードセゾン・アメリカン・エクスプレス・カード(以下「本カード」という)の会員(以下「会員」という)については、「個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項」(「提携企業の個人情報取扱い(収集・保有・利用)に関する同意条項」を含む)に加え、本特約が適用されます。

第2条(個人情報の提供)

会員は当社が保護措置を講じた上で以下の個人情報をヤマダフィナンシャルへ提供し、ヤマダフィナンシャルが以下の目的で利用することに同意します。

〔個人情報〕

ヤマダフィナンシャルが提携する企業の店舗・施設等における契約日、商品名、契約額

〔利用目的〕

本カードの機能・サービス及びその他ヤマダフィナンシャルの事業に関するサービス提供

第3条(ヤマダフィナンシャルの共同利用)

ヤマダフィナンシャルは、株式会社ヤマダホールディングス(以下「ヤマダ」という)及びヤマダホールディングスグループ(以下ヤマダと併せて「共同利用会社」という)と、「提携企業の個人情報取扱い(収集・保有・利用)に関する同意条項」第2条記載の〔収集・利用する個人情報〕を以下の〔利用目的〕で共同して利用します。なお、共同利用会社の具体的な名称・事業内容については、ヤマダのホームページ(<https://www.yamada-holdings.jp>)に常時掲載しております。個人情報の管理についてはヤマダフィナンシャルが責任を負います。

〔利用目的〕

(1) 本カードの機能・サービス及び共同利用会社の事業に関するサービス提供、宣伝物、印刷物の送付等の営業案内等販売促進、関連するアフターサービス等販売サービス業務処理

(2) 共同利用会社の事業に関する市場調査、商品開発

第4条(ANAの共同利用)

ANAは、ANAプライバシーポリシーに定めるANAグループ各社と、「提携企業の個人情報取扱い(収集・保有・利用)に関する同意条項」第2条記載の〔収集・利用する個人情報〕を以下の〔利用目的〕で共同して利用します。なお、個人情報の管理についてはANAが責任を負います。また、ANAグループ各社は、ANAのホームページ(<https://www.ana.co.jp>)に掲載しています。

〔利用目的〕

(1) 航空運送サービスにおける予約、航空券販売、チェックイン、空港ハンドリング、機内サービス

(2) 連帯運送、共同引受、コードシェア、相次運送および受託運送における予約、航空券販売およびチェックイン、空港ハンドリング

(3) ANAマイレージクラブにおけるサービスの提供

(4) ANAが取り扱うその他のサービス・商品の案内、提供および管理

(5) 上記(1)～(4)に付帯・関連するすべての業務

(6) ANAのサービス・商品等に関するアンケートの実施

(7) 新たなサービス・商品の開発

(8) 各種イベント・キャンペーンの案内、運営、管理および各種情報の提供

(9) ANAのサービス・商品提供に関する連絡

(10) ANAグループ会社・提携先企業等が取扱うサービス・商品、各種イベント・キャンペーンの案内、運営、管理および各種情報の提供

(11) 問合せ、依頼等への対応

第5条(特約の変更)

本特約はヤマダフィナンシャル、ANA、当社所定の手続きにより変更する場合があります。

ヤマダLABI ANAマイレージクラブカードセゾン アメリカン・エクスプレス®・カード特約

第1条(カード名称)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が株式会社ヤマダフィナンシャル(以下「ヤマダフィナンシャル」という)及び全日本空輸株式会社(以下「ANA」という)と提携して発行するカードをヤマダLABI ANAマイレージクラブカードセゾン・アメリカン・エクスプレス・カード(以下「本カード」という)と称します。

第2条(カードの発行)

(1) お客様が、本特約、セゾンカード規約、ヤマダポイントカード会員口座ご利用規定、ヤマダ ケイタイdeポイントご利用規約及びANAマイレージクラブ会員規約を承認し、ヤマダフィナンシャル、ANA及び当社(以下「3者」という)に本カードのご利用のお申込をされ、3者が本カードのご利用を承諾した方(以下「本会員」という)に、本カードを発行いたします。契約は、3者が承諾した日に成立するものとします。

(2) 本カードについては、セゾンカード規約第39条(セゾンカードインターナショナルアメリカン・エクスプレス・カード)のセゾンカードインターナショナルアメリカン・エクスプレス・カードを本カードに読み替えた上で同条を適用します。

第3条(特典及びサービスの利用)

1. 本会員は、ヤマダフィナンシャルが提供する特典及びサービスを受ける場合、ヤマダフィナンシャル所定の方法でその提供を受けるものとします。なお、ヤマダポイント機能部分については、本特約及びヤマダポイントカード会員口座ご利用規定、ヤマダ ケイタイdeポイントご利用規約に基づき提供されます。

2. 本会員は、ANAが提供する特典及びサービスを受ける場合、ANA所定の方法でその提供を受けるものとします。

3. 本会員は、当社が提供する特典及びサービスを受ける場合、当社所定の方法でその提供を受けるものとします。

第4条(届出事項の変更)

会員が届け出た氏名、住所、電話番号等に変更があった場合は、会員は当社所定の方法にて当社あてに届け出るものとします。また、会員は当社に届け出た変更事項については、別途ANAに対し、「ANAマイレージクラブ会員規約」に定める届出が必要となります。

第5条(口座維持手数料)

本会員は、カード入会の次年度以降、年毎に所定のヤマダポイントの口座維持手数料を支払うものとします。但し、本会員が前年度に本カードのご利用がある場合には、本会員は該当する年の口座維持手数料の支払いを免除されるものとします。なお、年度とはカード入会をした日の属する月の1日から1年間を指します。

第6条(弁済金等の支払方法等)

(1)セゾンカード規約第7条(弁済金等の支払方法等)(2)の会員にご利用の都度ご指定いただくお支払方法に分割払いを追加します。又、次の事項を追加します。

⑨分割払い—商品購入代金締切後の各お支払日に、当該商品の現金価格に下表により算出した分割払手数料を加算した金額を当該商品購入時に指定した支払回数で割った金額を支払う方法です。但し、各お支払日の支払金額の単位は1円とし、端数が発生した場合は初回に算入いたします。なお、支払回数、支払期間、実質年率、手数料は下表の通りとなります。

(例)現金価格10万円、10回払いの時

○分割払手数料 $10万円 \times (5.7円 / 100円) = 5,700円$

○支払総額 $10万円 + 5,700円 = 105,700円$

○月々の分割支払金 $105,700円 \div 10回 = 10,570円$

支払回数 (回)	3	4	5	6	7	8	9	10	11
支払期間 (ヶ月)	3	4	5	6	7	8	9	10	11
実質年率 (%)	10.3	10.9	11.4	11.7	11.9	12.1	12.2	12.3	12.4
現金価格100円当たりの手数料の額(円)	1.71	2.28	2.85	3.42	3.99	4.56	5.13	5.70	6.27

支払回数 (回)	12	13	14	15	16	17	18	19	20
支払期間 (ヶ月)	12	13	14	15	16	17	18	19	20
実質年率 (%)	12.4	12.5	12.5	12.6	12.6	12.6	12.6	12.7	12.7
現金価格100円当たりの手数料の額(円)	6.84	7.41	7.98	8.55	9.12	9.69	10.26	10.83	11.40

支払回数 (回)	21	22	23	24	25	26	27	28	29
支払期間 (ヶ月)	21	22	23	24	25	26	27	28	29
実質年率 (%)	12.7	12.7	12.7	12.7	12.7	12.7	12.7	12.7	12.7
現金価格100円当たりの手数料の額(円)	11.97	12.54	13.11	13.68	14.25	14.82	15.39	15.96	16.53

支払回数 (回)	30	31	32	33	34	35	36
支払期間 (ヶ月)	30	31	32	33	34	35	36
実質年率 (%)	12.7	12.6	12.6	12.6	12.6	12.6	12.6
現金価格100円当たりの手数料の額(円)	17.10	17.67	18.24	18.81	19.38	19.95	20.52

(2) セゾンカード規約第7条(3)の「分割支払金」に(1)で算出した各回のお支払い金額を含めます。

(3) 分割払いについては、セゾンカード規約第7条(2)⑧の支払方法の自動変更サービスは適用いたしません。

第7条(遅延損害金)

前条の分割支払金のお支払いが遅れた場合及びセゾンカード規約第20条(期限の利益喪失)(1)又は(2)のいずれかに該当した場合の遅延損害金については、セゾンカード規約第8条(遅延損害金)を適用します。

第8条(早期完済の場合の特約)

分割払いの場合に、本会員が当初の契約の通りにお支払いされ、かつ約定支払期間の途中で残債務を一括してお支払いいただいた場合、本会員は78分法又はこれに準じる計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち当社の定めた割合による金額の払戻しを当社に請求することができます。

第9条(会員資格の喪失)

- セゾンカード規約第23条(会員資格の喪失等)に次の事項を追加します。
 - ⑩ ヤマダフィナンシャルが本会員として不適当であると判断したとき。
 - ⑪ 本会員がANAマイレージクラブ会員の会員資格を喪失したとき。
- 本会員は、本カードの会員資格を喪失した場合、ヤマダポイント口座会員資格及びANAマイレージクラブ会員資格も喪失します。

第10条(本規約の変更等の準用)

セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。

ヤマダポイントカード会員口座ご利用規定

- 株式会社ヤマダフィナンシャル(以下、「ヤマダフィナンシャル」と称します。)と株式会社クレディセゾンが提携して発行する「ヤマダLABIカード」(以下、「本カード」と称します。)はヤマダポイント口座会員(以下「会員」と称します。)であることを証明するものです。第13項に定める使用可能店舗でお買い物の際には、精算頂く前に必ず係員にご提示下さい。店頭でのPOS・コンピュータで会員特典を提供させていただきます。カードのご提示がない場合は、会員特典のご利用はできませんのでご注意ください。ポイントの利用は、次回以降となります。
- 会員が、本カードの会員資格を喪失した場合又はヤマダLABIカード会員規約に定める口座維持手数料をお支払いいただかない場合には、その理由に拘わらず、ポイントは全て失効されます。会員はそれを予め承諾したものとします。
- 本カードのご利用は会員ご本人に限ります。他人への貸与や譲渡・売買はできません。カードの紛失、盗難などによるポイント失効につきましては、ヤマダフィナンシャルは一切その責任を負いかねます。
- 会員特典として、お買い上げ時に、商品、商品価格に応じてポイントを提供し、会員口座に振り込みます。ポイント特典は、代引きお買い上げ、お振込み等による販売、および値引きのある場合にはございません。又、商品価格が少額で、1ポイント未満の場合は、割愛させていただきます。会員口座に振込まれたポイントは、次回お買い物時にカードをご提示頂きますと、1ポイ

ント＝1円でお支払いの一部に充当することができます。但し、初回ポイントのご利用は翌日からとさせていただきます。又、口座に蓄えておくこともできますので、ご利用方法を係員にお申し付け下さい。ポイントのお支払いへの充当は、現金、デビットカード、クレジット、ローン販売時に限ります。カードをご提示頂きお買い上げ登録すると、ポイントカードとレシートに会員口座の残高(ポイント残高)を表示致します。

5. 会員口座にお預かりしているポイントは、お支払いの一部に充当することができますが、ポイントの釣り銭、換金は致しませんので、ご注意下さい。

6. 会員口座にお預かりしたポイントのご利用有効期限は最終ご購入日から1年間とします。最終購入日より1年ご利用のない場合、お預かりしたポイントはクリアされ失効します。なお、オンライン等に障害が生じた場合、一時的にカードのご利用ができなくなることもあります。予めご了承下さい。

7. 通常のポイントの他、特別ポイントサービスも実施させていただきます。特別ポイントサービスについては、有効期間や利用方法が通常ポイントと異なる条件となる場合がございますのでご了承ください。詳しくは店頭係員にお問い合わせ下さい。

8. カード利用購入商品のご返品は、レシートと共に、必ずカードをご提示下さい。

9. 複数枚のカードをお持ちの場合、たまったポイントのご使用は1枚のみとさせていただきます。複数枚カードのポイントの1本化はできません。

10. お支払い方法、商品により、進呈するポイントが異なります。貯まったポイントでのお買い物は、ポイント加算対象外となります。内金を頂いて商品をご注文頂いた場合の、残金に対してのポイント加算は致しません。また残金に対してのポイントでのお支払いはできませんので、ご了承下さい。ポイント対象外商品・部品もございますので、店頭にてご確認ください。また、1回のお買い物でポイントのご利用限度額は、上限を10万ポイントとさせていただきます。

11. ヤマダフィナンシャルは、このカードプログラムおよび規約の内容を予告なしに変更・中止できる権利を有しております。会員は、それを予め承諾したものとします。

12. 会員口座ご利用規定に変更があった場合、第13項で定める使用可能店舗の店頭にてお知らせ致します。

13. 使用可能店舗は国内のヤマダホールディングスグループ店舗といたします。(一部店舗を除きます。)

14. カードをお持ちであっても同業者の方にはご利用をお断りすることがございます。

ヤマダポイントカード会員口座ご利用規定 個人情報同意条項

第1条(個人情報の収集・保有・利用・預託)

会員は、株式会社ヤマダフィナンシャル(以下「ヤマダフィナンシャル」と称します。)が会員の個人情報につき必要な保護措置を行った上で以下の通り、株式会社ヤマダホールディングス及びヤマダホールディングスグループ(以下、一括して「提携企業等」という)と共同して取り扱うことに同意致します。

(1) ポイントカードサービスの運営上、以下の個人情報を収集・利用していく事。

① 会員カードの利用内容・利用履歴(購買履歴を含む)

② 氏名・生年月日・住所・電話番号等、会員が入会申し込み時に届け出た事項

(2) 以下の目的のために、上記(1)の②個人情報を利用する事。

① カードの機能・付帯サービスの提供

② 提携企業等の営業案内・DMの送付

③ マーケティング活動・商品開発

④ 商品配送および商品設置工事

ただし②に関して会員から中止を申し出られた場合には、提携企業等の業務上支障のない範囲で、これを中止致します。

(3) ヤマダフィナンシャルが個人情報の提供に関する契約を締結した提携企業等が、会員に提携企業等のサービス等を提供するため、個人情報のうち、(1)①および②の個人情報を提携企業等と共同利用する事。

(4) ヤマダフィナンシャルが本業務を委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で個人情報を当該業務委託先に預託する事。

第2条(個人情報の開示・訂正・削除)

1. 会員は、ヤマダフィナンシャルおよび提携企業等(以下、「両社」と称します。)に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求する事が出来ます。

2. 万一登録内容が不正確または誤りがあった場合、または本カードの利

用停止の申し出がありました場合、両社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。(なお、本条についてのお問い合わせ・お申し出の窓口は、本規約末尾に記載してございます。)

第3条(個人情報の取り扱いに関する不同意)

提携企業等は、会員が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望されない場合、または本規約に定める個人情報の取り扱いについて承諾されない場合は、ご入会をお断りする事や退会の手続きをとる場合があります。なお、第1条2項に定める提携企業等の営業案内・DM配布に対する中止のお申し出があっても、ご入会をお断りする事や、退会の手続きをとる事はございません。

第4条(入会申し込みの事実の利用)

ヤマダフィナンシャルがご入会を承諾しない場合であっても、入会申し込みをされた事実が存在した場合、承諾をしない理由の如何を問わず、第1条の定めに基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはございません。

【問い合わせ・相談窓口】

株式会社ヤマダフィナンシャル
群馬県高崎市栄町1-1 12階
TEL 027-345-8850

セゾンカードレス決済・情報連携に関する特約

第1条(目的)

この「セゾンカードレス決済・情報連携に関する特約」(以下「本特約」という)は、株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が提供するネットサービス「Netアンサー」(以下「Netアンサー」という)の会員のうち、当社が認める当社の提携先(下記に定義する「本カード」の申込みの時点で、申込みの画面に当社が表示する先で、以下「本提携先」という)との提携カードで、かつ、NetアンサーのIDと紐付けされたもの(以下「本カード」という)を保有する方(以下「本会員」という)が、本提携先が認める店舗(以下「本店舗」という)において、本提携先が提供するスマートフォン向けアプリケーション(以下「提携先アプリ」という)の機能を利用して、本会員のスマートフォン(以下「本端末」という)上に、本カードのクレジットカード番号及び有効期限(それらを総称して以下「本カード情報」という)に代わるものとして提携先が生成する情報(以下「本コード」という)を本端末に表示のうえ、本店舗に提示することにより、ショッピングサービスを利用することを希望する場合に、当社が本カード情報を本提携先に連携する(以下「本情報連携」という)ことについて定めています。

第2条(カード情報連携に関する指図の実行)

- ①前条の場合、本会員は、本提携先(その業務委託先を含む。本条において以下同じ)に対し、当社が本提携先に対し本情報連携(当社が指定する提携先アプリを利用する場合、本カード情報のうち、いずれか又は両方が変更された際に自動で行われる情報連携を含む。)をするよう、当社に指図(以下「本連携指図」という)をすることを委託するものとします。
- ②本会員は、提携先アプリを使用して本連携指図を行います。
- ③当社は、本会員による本カードの申込みを承諾した後、本提携先から本連携指図を受けた場合は、本カード情報を本提携先に提供することにより本情報連携を行います。

第3条(本特約の変更等)

セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「セゾンカードレス決済・情報連携に関する特約」と読み替えるものとします。

第4条(その他)

その他本特約に定めのない事項については、本カードの規約及びNetアンサーの利用規約が適用されます。

2020年3月24日改定
2021年4月1日改定

セゾンカードレス決済・カード情報付与等に関する特則

第1条(本特則の適用)

(1)この「セゾンカードレス決済・カード情報付与等に関する特則」(以下「本特則」という)は、株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が定める「セゾンカード規約」(以下「セゾンカード規約」という)、「セゾンNetアンサー規約」、「セゾンカードレス決済・情報連携に関する特約」(以下「情報連携特約」という)、及び「セゾンPortal」利用規約(以下、これらを

総称して「関連規約」という)に加え、本特則を承認し、情報連携特約第1条(カード情報連携に関する指図の実行)に定める本カード(以下「本カード」という)のカード情報(セゾンカード規約第2条(カードの貸与)(1)に定めるカード情報であって、本特則第2条(カード情報の付与等)(1)に基づき付与するものをいい、以下「デジタルカード情報」という)を、当社が提供するアプリケーション・プログラム「セゾンPortal」(以下「本アプリ」という)の画面に表示することにより付与することを、本カードの申込みと同時に申込み、当社がこれを承諾した方(以下「デジタル会員」という)に適用されます。

(2)本特則は、デジタルカード情報の利用条件を定めています。デジタル会員になろうとする方には、本特則がデジタルカード情報の付与及び利用に関する契約条件として適用されることに同意いただきます。本特則をご確認いただき、内容を理解のうえ同意いただいた方のみ、デジタルカード情報の付与を受け、ご利用いただけます。

(3)デジタル会員は、以下①から③に定めるいずれも満たす方であることを条件とし、当社はその方に対して本特則に基づくサービスを提供します。但し、本サービスの申込みの時点においては、以下④に定める条件についても満たす方であることを条件とします。

①本カードの有効な会員のうち、当社が認める者に提供するインターネットサービス「セゾンNetアンサー」の有効な会員の方

②本アプリの有効な利用者の方

③情報連携特約第2条(カード情報連携に関する指図の実行)に定める本連携指図を当社に委託し、当社が同特約第1条(目的)に定める本情報連携を実施した方

④情報連携特約第1条(目的)に定める提携先アプリの有効な会員の方

第2条(カード情報の付与等)

(1)セゾンカード規約第2条(カードの貸与)の規定にかかわらず、当社は、デジタル会員に対して、当社がデジタル会員による本カードの申込みを承諾したときから336時間の間(24時間×14日)、セゾンカード規約第5条(カードのご利用)(3)に定める方法で商品購入等を行うため、デジタルカード情報を付与するものとし、デジタル会員は、デジタルカード情報を本アプリを通じて確認するものとし、デジタルカード情報は、デジタルカード情報

(2)デジタル会員については、関連規約その他当社が別途に定める規約における「セゾンカード」及び「カード」は、「デジタルカード情報」に適宜読み替え適用されます。

第3条(本アプリでの利用時の本人確認)

当社は、デジタル会員について、本アプリでのデジタルカード情報の閲覧その他本アプリでの本サービスの一部機能のご利用に当たり、パスワード又は生体認証機能による本人確認を行うものとし、当該確認をもってデジタル会員本人による利用として取り扱います。

第4条(カードの紛失、盗難等)

(1)デジタル会員には、デジタルカード情報を登録した端末を紛失又は盗難された場合にも、セゾンカード規約第16条(カードの紛失、盗難等)(1)に従い、当社への連絡、所轄の警察署へのお届け及び当社による調査にご協力いただくものとし、

(2)デジタル会員については、セゾンカード規約第16条(カードの紛失、盗難等)(2)②を以下のとおり読み替え適用するものとし、

(2)②①以外に、デジタル会員が関連規約に違反した場合。

(3)デジタル会員からデジタルカード情報を登録した端末の紛失又は盗難された旨のご連絡を当社にいただいたときは、当社は、デジタル会員に事前に通知することなく、デジタルカード情報の閲覧機能を一部停止することがあります。

第5条(カードの再発行)

セゾンカード規約第17条(カードの再発行)の規定にかかわらず、デジタル会員が紛失等(デジタルカード情報が登録された端末を紛失又は盗難された場合を含む)によりデジタルカード情報が使用不能になった場合、以下各号のとおりとします。

①デジタル会員が、紛失等によりデジタルカード情報が使用不能になった場合、当社所定の手続きをおとりいただき、当社が認めた場合、デジタルカード情報を再付与します。なお、デジタルカード情報の再付与に加え、当社が認めた場合、本カードを再発行します。この場合、当社所定のカード再発行費用をご負担いただきます。

②前号の場合、デジタル会員は、再付与されたデジタルカード情報を、本特則第2条(カード情報の付与等)(1)に定める方法で確認するものとし、

第6条(会員資格の喪失等)

以下各号のいずれかに該当したときは、本特則に基づくデジタルカード情報の確認をすることはできなくなります。

- ①デジタル会員がセゾンNetアンサー会員資格を喪失したとき。
- ②デジタル会員が本アプリの有効な利用者でなくなったとき。
- ③本特則第2条(カード情報の付与等)(1)に掲げる期間が経過したとき。

第7条(本規約の変更等の準用)

セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本特則の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特則」と読み替えるものとします。

第8条(適用規約)

本特則に定めのない事項については、関連規約が適用され、両規定が重複する場合は、本特則を優先します。

2022年2月1日制定

